

市街地の拡大を抑制する手法（例）

	市街化調整区域 〔住宅系・産業系 ・工業系の規制〕	居住調整地域 〔住宅系の規制〕	特定用途制限地域 〔産業系・工業系 などの規制〕
線引き都市 （例：北九州市）	○	○	× （指定不可）
非線引き都市 （例：むつ市）	× （指定不可）	○	○

市街化調整区域とは

- 市街化を抑制すべき区域。
（自然及び農林漁業環境の保全を図るため、原則、開発や建築は不可。）

居住調整地域とは

- 工場等の誘導は否定しないものの、居住を誘導しないこととする区域において、住宅地化を抑制するために定める地域地区。
- 立地適正化計画における居住誘導区域外について定めることができる。
- 一定規模以上の住宅開発は、市街化調整区域と同様に開発許可制度が適用される。

特定用途制限地域とは

- 非線引き都市計画区域における用途地域が定められていない区域（市街化調整区域を除く）内に定めることができる。
- 多数人が集中することにより周辺の公共施設に負荷を生じさせる建物や、騒音・振動・煤煙などにより良好な居住環境に支障を生じさせる建物など、特定の建物を制限する。

各用語の説明は、都市計画法等の関係法令や、都市計画運用指針などから引用